

宿泊約款

2025. 9. 25

コンドミニアムホテル名護リゾートリエッタ中山（以下「当ホテル」という。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等または一般に確立された慣習によるものとします。

第1条(適用範囲)

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、一定の申込金の支払いを、当ホテルが指定する日までに、求める場合があります。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2(施設における感染防止対策への協力の求め)

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。))第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。))
- (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 法令または都道府県条例の規定する場合に該当するとき。

第5条の2(宿泊契約締結の拒否の説明)

当ホテルは、前条に基づき宿泊契約の締結をお断りする場合、宿泊希望者からの求めがあったときは、合理的な範囲でその理由を説明するよう努めます。

第6条(宿泊客の契約解除権)

宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の24時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。

4. 宿泊客の責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除した場合、当ホテルは違約金を請求することがあります。

第7条(当ホテルの契約解除権)

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。))。
- (6) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 当ホテルの所在地に適用される都道府県の条例に基づき、宿泊を拒否することができる場合。
- (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

第7条の2(宿泊契約解除の説明)

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第8条(宿泊の登録)

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条(客室の使用時間)

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には別途追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条(営業時間)

1. フロントのサービス時間は次のとおりとします。

- (1)フロントサービス：24時間対応（ただし、対応中は一時的に不在となる場合がございます。）
- (2)門限：なし

2. 必要やむを得ない場合には、フロントの対応体制を変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条(料金の支払い)

宿泊客が支払うべき宿泊料金は、宿泊日や予約状況に応じて変動し、当ホテルが定める料金によるものとします。

2. 宿泊料金の内訳については別表第一に定めるところによります。

3. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨または当ホテルが認めたクレジットカード、宿泊券、電子決済等の方法により、宿泊客のチェックイン時にフロントにて行っていただきます。

4. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条(当ホテルの責任)

当ホテルは、宿泊契約の履行にあたり、又はそれに関連して当ホテルの責に帰すべき事由により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの故意または重大な過失によるものでない限り、通常生ずべき範囲に限りします。

2. 当ホテルは、火災、天災、停電、戦争、テロ、感染症の流行、その他の不可抗力による損害については、その責任を負わないものとします。

3. 宿泊客自身の過失または不注意による事故、紛失、盗難等に関しては、当ホテルは一切の責任を負いません。ただし、当ホテルの故意または重大な過失による場合は、この限りではありません。

4. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条(寄託物等の取扱い)

当ホテルは、宿泊客の貴重品、現金、貴金属等の物品について、原則としてお預かりいたしません。ただし、フロントにおいて保管サービスを提供する場合はこの限りではありません。宿泊客は、自己の責任において管理するものとします。

2. 当ホテルの館内において宿泊客の貴重品、現金等が紛失、盗難、毀損等の損害を被った場合であっても、当ホテルの故意または重大な過失による場合を除き、当ホテルはその責任を負いません。

3. 前項にかかわらず、当ホテルの故意または重大な過失により宿泊客の貴重品、現金等に損害が生じた場合、当ホテルはその損害を賠償するものとします。ただし、宿泊客があらかじめ種類および価額の申告を行わなかった場合、当ホテルの故意または重大な過失がある場合を除き、上限10万円を限度として賠償するものとします。

4. 宿泊客は、自己の責任において貴重品等を管理するものとし、当ホテルは本条に定める範囲を超える責任を負いません。

第16条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限り保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。ただし、運送中の破損・紛失・盗難等について、当ホテルの故意または重大な過失がない限り、当ホテルはその責任を負いません。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届け出ます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条(駐車場の責任)

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第19条(施設設備の汚損・破損時の弁償)

宿泊客またはその同行者が、当ホテルの施設、設備、什器、備品等を故意または過失により汚損、破損、紛失した場合は、当ホテルの定める基準に従い、その修理費、交換費、清掃費等の実費を弁償していただきます。

2. 施設・設備の汚損・破損が、通常の使用による摩耗や経年劣化によるものである場合は、宿泊客の弁償責任は発生しません。

3. 宿泊客の故意または重大な過失により、当ホテルの営業に支障が生じた場合、当ホテルはその損害額に基づき営業補償費を請求することがあります。

当ホテルが損害を確認した場合、宿泊客へ速やかに通知し、必要な賠償額および支払方法について協議の上、対応を決定します。

第20条(客室への入室について)

当ホテルは、次に掲げる場合には、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。

1. 清掃、ルームサービス等当ホテルのサービスを提供するとき。

2. 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき。

3. 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき。

4. 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき。

5. 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当ホテルが判断したとき。

6. 宿泊者がチェックアウト時刻を過ぎても連絡が取れず、退室の確認が必要と判断されたとき。

7. その他、緊急事態が発生し、当ホテルがやむを得ないと判断したとき。

第21条(キャンセルポリシー)

1. 宿泊契約のキャンセルに関する条件(違約金・返金規定等)は、宿泊客が予約した宿泊予約サイトまたは予約経路において定められたキャンセルポリシーに従うものとします。

2. 宿泊客は、予約時に適用されるキャンセルポリシーを確認し、承諾した上で予約を行うものとします。

3. 当ホテルは、キャンセルに関するトラブルを防ぐため、宿泊客が予約した経路のキャンセルポリシーについて案内できるよう努めますが、最終的な条件については、宿泊客が予約した予約サイトまたは旅行代理店等に確認するものとします。

4. 当ホテルへ直接予約した場合のキャンセルポリシーは、別表第二「直予約キャンセルポリシー」に定める規定に従うものとし、当ホテルは必要に応じてこれを改定し、公式ウェブサイト・予約確認書その他合理的な方法により宿泊客へ告知します。

第22条(合意管轄裁判所)

本約款に関する紛争が生じた場合は、当ホテルの所在地を管轄する沖縄地方裁判所 名護支部または名護簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【別表第一】 宿泊料金の内訳（第12条関係）

区分	内容
基本宿泊料金	室料（宿泊料金）＋消費税
追加料金	追加寝具、延長利用料、清掃費、施設利用料等
違約金	キャンセル料（別表キャンセルポリシーによる）
弁償金	施設・備品の破損・汚損に伴う実費（第 19 条による）

【別表第二】 直予約キャンセルポリシー

個人

取消日	違約金率（宿泊料金に対する割合）
不泊（No Show）	100%
当日	100%
前日	50%
2 日前	30%
3 日前	10%

団体（15名以上）

取消日	違約金率（宿泊料金に対する割合）
不泊（No Show）	100%
当日	100%
前日	80%
2 日前	50%
3 日前	30%
4～7 日前	30%
8～14 日前	15%
15～30 日前	10%

※ 契約日数が短縮された場合、その短縮日数にかかわらず、初日1泊分の違約金を収受します。

※ 団体の定義は15名以上とします。

※ 上記は「基本宿泊料金」に対する割合です。